

保護者の皆様へ

栄保育園・民営化だより

平成28年2月8日 第1号

まだまだ厳しい寒さが続いています、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、栄保育園では平成30年4月に民営化を予定しており、本年4月から運営事業者の選考に入りますが、これに先立ち2月6日に第4回栄保育園民営化保護者説明会を開催させていただきました。

説明会ではなぜ市立保育園を民営化するのかということから、現在民営化への移行準備を進めている江の島保育園の状況、4月から実施する栄保育園の事業者選考の方法などについてご説明しました。

当日の主な説明内容と質疑応答につきましては以下のとおりですので、お渡しした資料（パワーポイントで作成した資料）と合わせてお読みいただければと思います。

また、市立保育園の民営化に際してよくある質問と回答を掲載した「市立保育園民営化Q&A集」も添付しましたので、こちらもお時間があるときにご覧ください。

なお、運営事業者の選考にあたっては選考委員会を設置しますが、保護者の皆様にも委員に加わっていただく予定で、近く委員募集のお知らせをお送りしますので、ご応募いただきますようお願い申し上げます。

【説明会での主な説明内容】

（１） 市立保育園の民営化について

① 保育を取り巻く状況と立川市の保育実施状況（資料1・2P参照）

核家族化や女性の社会進出などにより保育需要が高まった結果、全国的に待機児童が増えており、立川市でも平成27年度には179人に急増しました。また、立川市における過去7～8年の推移を見ると、乳幼児人口は減少傾向ですが、保育園の申込者数は増え続け、保育需要率（申込者数/乳幼児人口）は非常に高まっています。

また、立川市では、現在、市立と私立を合わせ30の認可保育園があり、合わせて3,367人の児童が在園しているほか、認証保育所や小規模保育事業所、家庭的保育者の施設も17あり、0～2歳児を中心に237人の児童が在園しています（在園児数はいずれも27年4月1日現在）。

② 保育園の運営経費と負担割合の推移（資料2・3P参照）

保育園の運営経費については、保護者の皆様から徴収している利用者負担額（保育料）のほかに、国と都からの負担金、及び市による負担金で賄われています。

国・都・市の負担割合の推移をみると、昭和59年度までは国が8割を負担していましたが、平成16年度以降は私立のみの負担になり、国が1/2、都が1/4、市が1/4の負担になりました。このように、16年度以降、市立保育園に対する国や都の負担金がほぼなくなったことが民営化を進める大きな要因になっています。

③ 立川市の財政状況と行財政改革（資料3・4P参照）

立川市が民営化を進めるに至った理由については、国や都の負担金がほとんどなくなったことに加え、立川市の財政事情があり、民営化の検討を始めた平成19年度以前は、市税収入が非常に厳しい

状況にありました。

現在は景気が若干回復し、市税収入も少し増えていますが、保育園の運営経費を含む社会保障関係経費が以前と比べると大幅に増加しており、わずかな市税収入の増加では補えない状況となっています。このため、立川市では様々な手法により行財政改革を進めており、市立保育園の民営化も、その中の「民間活力を活用する」という取組の一つとして進めているものです。

④ 民営化の実施理由・効果、経過と予定、対象園選定理由（資料 5・6P 参照）

民営化する理由としては、前述の国や都の財政支援の廃止や市の厳しい財政事情のほか、待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応ということがあります。民営化した効果としては、これまで 2 園（西砂保育園、見影橋保育園）を民営化し、1 園 1 年あたり約 1 億円の効果額が出ており、この財源を活用して私立保育園の新設や増改築を行って定員枠を拡大しているほか、延長保育や産休明け保育、育休明け入園予約制度などに補助金を出して保育サービスの充実を図っています。

民営化については、平成 20 年 3 月に市立保育園 11 園のうち 5 園を民営化することを決め、1 園目として 23 年 4 月に西砂保育園を民営化し、その後西砂保育園の検証を行った上で 26 年 4 月に見影橋保育園を民営化しました。今後は 28 年 4 月に江の島保育園、30 年 4 月に栄保育園、32 年 4 月に柴崎保育園を民営化する予定です。なお、民営化の対象園については、地域的なバランスや園舎の老朽度など様々な観点から評価をし、決定しています。

⑤ 民営化による変更点と影響や不安への対応（資料 6・7P 参照）

民営化した場合の大きな変更点としては、運営主体が市から事業者（社会福祉法人）に変わること、それによって保育する者も市の職員から事業者の職員に変わるという点です。職員の配置人数については市の基準に基づきますので大きく変わることはありませんし、利用者負担額（保育料）や入園・継続の申請についても、市立保育園の場合と変わりません。

また、保育者が変わるということは子どもたちにも影響がありますし、保護者の不安もありますので、「立川市立保育園民営化ガイドライン」に基づいて、引継ぎ保育や合同保育を実施するとともに、三者懇談会の開催や民営化だよりの発行などを行っていきます。

（２） 江の島保育園の民営化移行の状況について

① 民営化のスケジュールと三者懇談会の内容（資料 7・8P 参照）

民営化のスケジュールについて江の島保育園を例に説明すると、民営化 2 年前の平成 26 年 4 月に事業者選考委員会を設置して、その後事業者の公募、選考を行いました。そして、事業者決定後の 27 年 2 月から保護者・事業者・市による三者懇談会を定期的に開催して意見交換を行っているほか、27 年 10 月からは引継ぎ保育を実施しており、今後 28 年 4 月に民営化して、6 月まで合同保育を行う予定です。

三者懇談会については、1 回目に事業者（社会福祉法人）の紹介をしたあと、2 回目のクラス懇談会の中で事業者の保育内容等を説明し、その後は引継ぎ保育が始まる前の 27 年 9 月から 2 か月に 1 回の割合で開催し、子どもたちのようすなどについて懇談を重ねてきています。

② 引継ぎ保育の実施状況と合同保育の実施予定（資料 8・9P 参照）

引継ぎ保育については、事業者の保育士と子どもたちが信頼関係を築いていただくというのが一番の目的です。江の島保育園の場合には、園長と主任保育士、各クラスの担任保育士の予定者計 7 名が入っていますが、当初は 2 日間ずつ全クラスを回って顔を覚えてもらい、その後は担当のクラスに入って保育を行っています。週 4 日保育園で引継ぎ保育を行い、残り 1 日は民営化後の準備の時間にあてています。なお、1 月からは早番、遅番にも入り、保護者と顔を合わせる機会を増やしています。

引継ぎ保育における子どもたちのようすについては、最初は戸惑う子どもが多かったのですが、それもほんの少しの期間で落ち着いて、11 月にはほとんどの子が従前と変わりなく過ごすようになりました。

家庭でも最初は落ち着かず興奮したようすも見られたようですが、1 か月もしたら今までと変わらずに過ごしているという報告がほとんどでした。

また、合同保育では、事業者の保育士と子どもたちがしっかりと絆を結ぶには、あまり市の保育士が多く残らない方がよいとこのことがこれまでの検証で分かりましたので、原則としては3名体制（園長と乳児・幼児担当保育士各1名）でサポートすることを考えています。なお、期間は原則3か月ですが、問題等があれば最長1年まで延長することは可能です。

③ 園舎の改築・改修、延長保育の時間拡大（資料 10P 参照）

通常民営化後は3年以内に改築または改修を行っていただくことになっていますが、江の島保育園の場合は昭和39年に建てた園舎で老朽化が進んでいるほか、新しい認可基準に合わないところもあるため、民営化前の平成28年3月末に現在大規模改修を行っている中砂保育園が使用している仮設園舎に移転し、改築を進めることになっています。ただし、これは特例で通常は子どもたちへの負担等を考慮して、民営化と移転は同時に行わないようにしていきたいと考えています。

また、民営化では事業提案の際に延長保育について1時間以上に拡大する提案をいただくことになっており、江の島保育園では従来の30分（18:30～19:00）を1時間（18:30～19:30）に拡大することになっています。栄保育園でも事業提案を受けて1時間以上の延長保育を実施する予定です。

（3） 栄保育園の事業者選考について

① 選考スケジュールと選考方法、選考基準（資料 11・12P 参照）

事業者選考のスケジュールについては、今後事業者選考委員会の保護者委員の募集を行ったあと、平成28年4月に1回目の選考委員会を開いて、公募要領や選考基準の検討を行います。その後事業者を公募し、8月から審査を行って11月には選考結果をとりまとめ、市長に報告して決定します。

選考方法については、第三者で構成する事業者選考委員会を設置しまして、まず第1次審査として書類審査を行い、事業計画の内容や事業者の財務状況などを評価し、3者程度に絞ります。その後第2次審査として公開プレゼンテーションや選考委員によるヒアリング、法人が運営する保育園の見学を行い、総合的に評価して決定します。

審査基準については、これまで民営化した3園の基準を基に、選考委員会で協議して決定していただきますが、第1次審査では職員の配置について保育士の経験年数等によって加点する仕組みを設けているほか、組織の運営方針、保育内容、施設整備の計画等も審査していきます。第2次審査では園長予定者も出席しますので、意欲等も感じ取れますし、実際にどういう保育をしてきたのかというようなことも聞くことができます。また、現地審査では実際の保育を見ていただき、子どもたちのようすや保護者との関係、衛生管理なども確認していただくことにしています。

② 事業者選考委員会の設置と保護者委員の公募（資料 12・13P 参照）

事業者選考委員会については、学識経験者3名のほか、栄保育園に通う児童の保護者3名にも加わっていただき、計6名で構成して審査を進めていただきます。

保護者委員については、2月中旬に公募のお知らせをお送りしますので、ぜひご応募ください。選考委員会においては、財務状況の審査の際には会計士の委員が財務諸表等を分析し、解説をしていただけますし、保育の視点については園長経験者の委員等から説明をいただけますので、不安にならずに応募していただければと思います。

応募期間は2週間くらい設けて、400字程度で応募理由を書いていただき、お子さんの年齢等のバランスも考慮して3名の委員を決定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

【質問と回答】

Q 1. 民営化の説明で「保育の質が低下することはない」ということはよくお話しされますが、一方で休日保育などサービスを向上させるという話はあまり響いてきません。事業者選考で休日保育を行うというような事業提案があった場合は、市としてはどう考えていくのですか。

A 1. 民営化により延長保育の時間が拡大されたり、保育内容についても外部の講師を呼んで体操や音楽の授業が行われたりするなど、民間の運営になり充実した部分も出てきています。休日保育についても、事業者選考の中で、延長保育や育休明け保育などと同様に、特別保育の充実ということで事業提案を受けています。また、こうしたサービスの充実につながる評価項目の配点を高くすることなども審査基準の検討の中でできるようなシステムにはなっています。

Q 2. 説明会を開催しても参加人数も少なく、意見を吸い上げる機会になっていないと思いますが、情報発信と説明を浸透させるという手法において、何か改善はできないのでしょうか。

A 2. 参加者が少ないのは残念であり、危機感も感じています。今回もこれまでの他園での経験から土曜日に開催をさせていただきましたが、事前にアンケート等をとらなかったことは反省しております。今後は事前に保護者の皆様のご都合を確認するとともに、情報発信等の手法についても、可能な範囲で電子による媒体や通信手段等の活用を検討していきたいと考えています。

Q 3. 園舎の改築・改修に伴う仮設園舎での保育期間はどのくらいになるのですか。また、栄保育園での改築・改修はいつごろになるのですか。

A 3. 現在大規模改修を行っている市立中砂保育園における仮設園舎での保育期間は7か月程度ですが、建替えになると取壊し等も入るので、1年～1年2か月程度になると思われます。栄保育園の改築・改修時期は、事業者の提案によりますので現在のところ未定です（民営化 Q&A 集のとおり、民営化後3年以内に改築または改修を行っていただくことになっており、仮設園舎の用地が確保でき、特別な事情がなければ、民営化の翌年度あたりに実施していただくことを想定しています）。

Q 4. 民営化の選考委員になった保護者が一番悩むのは、ほかの保護者の方とどのようにコミュニケーションをとって審査を進めたらよいかという点ではないかと思いますが、江の島保育園の保護者はどのようにされたのか教えてください。

A 4. 江の島保育園の場合には選考委員に保護者会の代表のような方は入っていなかったのですが、意見を聞きたい場合には代表者に相談をして吸い上げてもらうこともあったかと思いますが、基本的には必要に応じて園がアンケート等を用意して保護者の皆様から意見を聞くようにしていました。ただし、江の島保育園ではそういった意見調整はあまり頻繁には行われていなかったと記憶しています。

Q 5. 民営化の選考委員の対象には、4月に栄保育園に入園する児童の保護者も入れるべきと考えますが、いかがですか。

A 5. 今回は4月1日現在在園している児童の保護者を対象に選考委員の公募を行っていきますので、新たに入園する児童の保護者も対象者となります。2月19日が入園の結果発表になりますので、その後の機会をとらえて、周知を図っていききたいと考えています。

Q 6. 選考委員会の開催日は平日とか休日とか、どのような予定になっていますか。

A 6. 委員会については土曜日または日曜日の昼間に開催し、事業者の運営する保育園での現地調査については、普段の保育の状況を見ていただきたいので、平日の昼間を考えています。なお、土曜日または日曜日に委員会を開催した場合には、会場内でお子さんの保育を行います。

民営化に関する問い合わせ

立川市子ども家庭部保育課

電話番号 523-2111 内線 1320 FAX 番号 528-4356

電子メール hoiku@city.tachikawa.lg.jp

民営化相談専用メール enkatsuiko_hoikusodan@city.tachikawa.lg.jp